

東高岡保育所民間移管

法人募集要項

令和6年4月

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課

目次

内容	ページ数
1 公募の概要	3
(1) 募集の趣旨	3
(2) 移管予定保育所の状況	3
(3) 移管年月日	5
(4) 移管の方法	5
(5) 移管にあたっての条件	6
2 応募に必要な資格等	6
(1) 応募資格	6
(2) 失格事項	7
(3) 応募に関する留意事項	7
3 移管先法人決定までのスケジュール	7
4 移管先法人の選定方法等	8
(1) 選定方法	8
(2) 二次審査手順	9
(3) 審査基準等	9
5 参加事業者運営の保育所の見学	9
6 移管に向けた準備等	9
(1) 引継ぎ・共同保育	10
(2) 覚書の締結	10
(3) 移管にあたって必要な手続き	10
(4) 契約の解除	11
7 その他	11
(1) 宮崎市議会における承認	11
(2) 国の制度変更時の取扱いについて	11
(3) 民間移管後の取組みへの協力等	11
関係法令等	12

【資料】

- 資料1 東高岡保育所民間移管にかかる諸条件（最低基準）
- 資料2 施設概要
- 資料3 譲渡予定備品一覧
- 資料4 二次審査における審査基準等について
- 資料5 応募手続きと提出書類の作成方法等について
- 資料6 東高岡保育所民間移管に関する様式集
- 資料7 認可保育所の設置・運営について
- 資料8 東高岡保育所の概要

1 公募の概要

(1) 募集の趣旨

「東高岡保育所」は、本市の公立保育所で唯一、指定管理者制度を導入しておりますが、市の令和4年度施設評価において建物が「処分（廃止）」、機能が「廃止」と評価されたことを踏まえ、現在の指定管理期間が令和6年度末で終了するのに伴い、令和7年4月1日から完全民営化します。

そのため、令和7年4月に民間移管する東高岡保育所の移管先法人を募集します。

(2) 移管予定保育所の状況

①現在の運営状況（令和6年4月1日現在）

名称	利用定員	所在地（住居表示）	開所時間（保育標準時間）	現在の運営形態
			受入年齢	
東高岡保育所	50人	宮崎市高岡町 花見101番地2	午前7時～午後6時	公設民営 （指定管理）
			0～5歳児	

②施設概要（資料2「施設概要」参照）

○土地

敷地面積	区域区分	ガス	汚水・排水	その他区域指定
2,659.67 m ² ※	市街化調整区域	プロパン ガス	合併処理 浄化槽	・災害危険区域（河川の出水による危険の著しい区域） ・河川洪水浸水想定区域（3.0m～5.0m未満）

※測量結果（約3m²増の見込）を改めて登記するため、登記後の面積を本市ホームページにおいて公表予定。

○建物

建築年	構造	延床面積	附属建物
平成21年	鉄骨造・地上1階建て	432.39 m ²	物置4棟

③定員、入所状況

○定員（令和6年4月1日現在）

定員	合計	2号認定	3号認定（1・2歳）	3号認定（0歳）
認可定員	50人	30人	17人	3人
利用定員	50人	30人	17人	3人

○入所状況

(単位：人)

年齢	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和6年4月1日現在 入所児童数 ()は短時間の内数	53	3(1)	11	9	9(1)	12	9

入所児童数の推移(各年度4月1日現在)		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
53人	54人	53人
2号：28人 3号：25人(0歳児5人、 1歳児9人、2歳児11人)	2号：33人 3号：21人(0歳児3人、 1歳児9人、2歳児9人)	2号：30人 3号：23人(0歳児3人、 1歳児11人、2歳児9人)

(単位：人)

入所児童数の推移(令和5年度の月別推移)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
54 以上児21 未満児33	54 以上児21 未満児33	58 以上児25 未満児33	58 以上児25 未満児33	60 以上児27 未満児33	60 以上児27 未満児33
10月	11月	12月	1月	2月	3月
60 以上児27 未満児33	60 以上児27 未満児33	60 以上児27 未満児33	61 以上児28 未満児33	61 以上児28 未満児33	61 以上児28 未満児33

(以上児…3歳以上児、未満児…3歳未満児)

④特別保育事業等の実施状況(令和6年4月1日現在)

- ・一時保育事業
- ・延長保育事業
- ・特別支援保育事業

・一時保育の実績(延べ人数)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
93	38	48

・延長保育の実績（延べ人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
765	378	674

・特別支援保育事業（宮崎市特別支援保育事業実施要綱に基づく）の実績（対象人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	1	1

⑤地域への子育て支援の状況（令和6年4月1日現在）

子育て相談	園庭開放
毎週月～金曜日 10時から17時まで	毎週月～金曜日 10時から12時まで

(3) 移管年月日

令和7年4月1日

(4) 移管の方法

①土地・建物

不動産鑑定評価額に基づき、現状有姿で有償譲渡します。

ア 譲渡額

現在、鑑定作業中（空調設備更新等を反映）のため、鑑定作業終了後、6月上旬に譲渡金額を本市ホームページにおいて公表する予定です。

（参考：令和5年12月時点の鑑定額 土地：13,320,000円、建物：15,928,000円（税込））

イ 有償譲渡にあたっての要件

有償譲渡にあたっては、主として以下の要件を付します。

- (a) 移管後10年間は、保育所の用途に供すること。
- (b) 土地・建物の売買にかかる必要な経費は、移管先法人の負担とすること。なお、所有権移転登記は、物件の引渡し後、本市において行う。
- (c) 売買契約成立の日（令和6年12月予定）から10日以内（土日、祝日含む）に、契約保証金として売買代金の10%にあたる金額を本市が発行する納入通知書により納付すること。
- (d) 売買代金のうち、契約保証金を除いた金額を本市が発行する納入通知書により令和7年3月31日までに納付すること。なお、令和7年3月31日までは本市の公立保育所として運営する見込のため、土地・建物の所有権移転・引渡しは令和7年4月

1日となる予定。

(e) 有償譲渡する土地・建物に買戻特約を設定することを承諾すること。

(f) (a)～(e)に掲げるものの他、必要な要件については、売買契約書に定めることとする。

②保育所物品

移管する保育所で使用している本市が所有する物品（資料3「譲渡予定備品一覧」参照）については、原則として無償譲渡する予定です。

③認可保育所の開設手続き

認可保育所として認可を受けるための手続きについては、資料7「認可保育所の設置・運営について」を参照してください。

(5) 移管にあたっての条件

移管先法人は、移管保育所の運営にあたっては、本市内の認可保育所に対して適用される関係法令等（p.12～14記載）に加え、資料1「東高岡保育所民間移管にかかる諸条件（最低基準）」に示す条件を遵守してください。

また、移管後10年の間に、利用定員を減員する場合は、必ず本市と事前協議を行い了承を得てください。

2 応募に必要な資格等

(1) 応募資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしている者とします。

①令和6年4月1日時点で、認可保育所を宮崎市内で運営している社会福祉法人。

②民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がないこと。

③国税並びに宮崎市税について滞納がないこと（法人及び代表者）。

④法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

⑤法人の役員が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。

※宮崎市と宮崎北警察署、宮崎南警察署及び高岡警察署との間で締結した「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿をもとに警察署に照会を行い、該当するか否かを確認します。

(2) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、法人選定の対象から除外します。

- ①提出書類の記載内容に虚偽があったとき
- ②申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に関して不当な要求を行った場合、又は、当該申請において、東高岡保育所移管先事業者選定公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員及び関係職員に対して、選定されるように個別に接触した場合
- ③提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④その他、移管の申込等に関して不正な行為があったと市長が認めた場合

(3) 応募に関する留意事項

- ①応募手続きについては、資料5「応募手続きと提出書類の作成方法等について」を参照してください。
- ②参加事業者は、応募意思表示書の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ③提案した内容やプロポーザルの質疑で回答した内容については、履行していただきます。
- ④提案書等の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、市が宮崎市情報公開条例に基づき提案書等の内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、事業契約に至らなかった参加事業者の事業提案書等については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。なお、提出を受けた書類は返却しません。
- ⑤参加事業者から募集要項に基づき提出される書類の軽微な補正については、提出期間に限り補正することができます。
- ⑥市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがあります。
- ⑦参加に関して必要な費用は、全て参加事業者の負担とします。

3 移管先法人決定までのスケジュール

内容		日程
①	募集要項等の公表	令和6年4月22日（月）
②	現地見学会（事前予約制）	令和6年5月16日（木）10時から ※開催日の前々日までに電子メールで申込書を提出のうえ、 保育幼稚園課に電話連絡
③	質問の受付	令和6年5月20日（月）～ 5月31日（金）午後5時まで
④	質問の回答	令和6年6月3日（月）まで随時回答

⑤	土地・建物譲渡額の公表	令和6年6月上旬
⑥	応募意思表示書の受付	令和6年6月12日(水)午後5時まで
⑦	参加資格審査(一次審査)結果通知	令和6年7月4日(木)まで
⑧	移管申込書の受付	令和6年7月10日(水)午後5時まで
⑨	参加事業者が運営している保育所の見学	令和6年7月22日(月)～26日(金)のいずれか1日
⑩	プレゼンテーション・審査(二次審査)	令和6年8月2日(金)
⑪	優先交渉権者の選定・公表	令和6年8月上旬
⑫	基本協定書の締結	令和6年8月中～下旬

※②については事前予約制としておりますので、ご注意ください。

※スケジュールは変更となる場合があります。

【予約受付】宮崎市子ども未来部保育幼稚園課企画管理係

(電話：0985-21-1774、電子メール：10jidou@city.miyazaki.miyazaki.jp)

4 移管先法人の選定方法等

(1) 選定方法

①事務局による審査(＝一次審査)

資格要件への適合を事務局(保育幼稚園課)が審査します。

結果については、電子メール及び郵送により参加事業者に通知します。

②選定委員会による審査(＝二次審査)と優先交渉権者の選定

選定委員会において、提出書類の審査に加え、参加事業者による企画提案説明(プレゼンテーション)及びヒアリングを実施して選定委員による審査を行い、得点の最も高い者を優先交渉権者とします。

※「得点」が満点に対し6割に満たない場合は、優先交渉権者には選定しません。

※参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会による審査を実施します。

※選定委員会内においては参加事業者名を公開のうえ、審査します。

③選定委員(5名)

- ・学識経験者 1名
- ・地域代表 1名
- ・保護者代表 1名
- ・保育業務経験者 1名
- ・行政 1名

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）手順

①日時及び審査方法

【日程】令和6年8月2日（金） 18:30～（予定）

※参加依頼時間や会場は、後日、参加事業者に通知します。

選定委員会は、提出された提案書を用いた参加事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を1事業者ずつ行います。

1事業者あたりプレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内の計30分を予定しています。

※出席者は、参加事業者1者あたり3名までとします。

※パソコン等を使用する場合は各自準備してください。

※プロジェクター・スクリーンは本市が準備します。

②審査の結果通知

令和6年8月上旬に二次審査参加事業者に通知します。

また、本市のホームページ上でも公表します。

(3) 審査基準等

審査基準については、資料4「二次審査における審査基準等について」を参照してください。

5 参加事業者運営の保育所の見学

一次審査終了後、資格要件に適合した参加事業者が運営している保育所（1事業者あたり1か所）を、選定委員が見学いたします（30分程度を予定）。

見学にあたり、「見学対象保育所の運営の状況」（資料6「東高岡保育所民間移管に関する様式集」参照）を準備していただきます。

【日程】令和6年7月22日（月）～26日（金）のいずれか1日

※時間については、事務局で調整して決定します。

6 移管に向けた準備等

優先交渉権者選定後、当該事業者との協議を踏まえて、以下のスケジュールを進めることを予定しています。

内容		日程
①	基本協定書の締結 （内容：職員配置、土地・建物売買契約、事業認可等の基本的事項）	令和6年8月中～下旬
②	引継ぎ	令和6年9月～令和7年3月

③	保育所運営に関する覚書締結 (内容：企画提案内容の履行等)	令和6年12月頃
④	市有財産(土地・建物)売買契約締結 (契約保証金の納付)	
⑤	市有財産(備品等)譲与契約書締結	
⑥	共同保育に関する協定書締結	
⑦	共同保育	令和7年1月～令和7年3月
⑧	土地・建物売買代金(契約保証金を除いた金額)の納付	令和7年3月31日(月)まで
⑨	民間移管実施、土地・建物引渡し	令和7年4月1日(火)

(1) 引継ぎ・共同保育

①引継ぎ・共同保育の実施

引継ぎについては、優先交渉権者選定後に締結する「基本協定書」等に基づき、令和6年9月から施設長予定者、主任保育士予定者を中心として実施する予定です。

共同保育については、令和6年12月頃に締結予定の「共同保育に関する協定書」に基づき、移管前3カ月間(令和7年1月～3月)、施設長予定者、主任保育士予定者、移管後に配置予定の保育士等に参加してもらい、移管前の東高岡保育所で実施する予定です。

②引継ぎ・共同保育にかかる経費負担

引継ぎの実施にかかる経費については、移管先法人の負担とします。

共同保育の実施にかかる経費(人件費)については、本市が定める範囲で負担する予定です。

ただし、共同保育に関する予算の執行にあたっては、宮崎市議会における予算の議決が必要となり、仮に、予算が承認されなかった場合は、本市が負担する内容を変更する場合があります。予めご了承ください。

(2) 覚書の締結

移管後の保育所運営について、令和6年12月頃に「保育所運営に関する覚書」を締結する予定です。

(3) 移管にあたって必要な手続き

移管先法人において以下の必要な手続きを行い、所要の許認可等を得てください。なお、これらに要する費用は、移管先法人が負担してください。

- ・開発許可手続きについて、基本協定書の締結後、令和6年9月末までに本市開発審査課において事前協議を行い、令和6年10月28日(月)までに許可申請を提出すること。

- ・ 保育所の設置認可について、資料7「認可保育所の設置・運営について p.5」に記載のスケジュールに沿って手続きを進めること。

(4) 契約の解除

移管先法人に決定後も、以下の事項等に該当して、令和7年4月1日に移管できる見込がないと認める場合は、移管に向けた契約（基本協定書）を解除することになります。

- ・ 保育所設置認可や開発許可など保育所運営に必要な許認可が取得できないと見込まれるとき
- ・ 引継を含め、移管に必要な人員を配置できないと見込まれるとき など

7 その他

(1) 宮崎市議会における承認

東高岡保育所の移管にあたっては、宮崎市議会における宮崎市保育所条例の改正の議決が必要となります。仮に、条例改正の承認が得られない場合は、移管できません。その場合でも、参加に関して要した費用は、全て参加事業者の負担とします。

(2) 国の制度変更時の取扱いについて

移管先法人に決定後、国の制度変更等が生じた場合、変更に応じて適切に対応してください。

(3) 民間移管後の取組みへの協力等

移管先法人は、移管後の運営状況等について、本市の求めがあれば報告すること。また、本市が移管後の検証を行う場合、実施に協力すること。

【関係法令等】

○法律・政令・省令等

- ・ 児童福祉法（法律第164号）
- ・ 児童福祉法施行令（政令第74号）
- ・ 児童福祉法施行規則（厚生省令第11号）
- ・ 社会福祉法（法律第45号）
- ・ 社会福祉法施行令（政令第185号）
- ・ 社会福祉法施行規則（厚生省令第28号）
- ・ 子ども・子育て支援法（法律第65号）
- ・ 子ども・子育て支援法施行令（政令第213号）
- ・ 子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令第44号）
- ・ 学校保健安全法（法律第56号）
- ・ 学校保健安全法施行規則（文部省令第18号）
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（法律第82号）
- ・ 関税暫定措置法（法律第36号）
- ・ 労働安全衛生規則（労働省令32号）

○基準・指針・通知等

- ・ 保育所保育指針（厚生労働省告示第117号）
- ・ 保育所保育指針解説
- ・ 保育所保育指針の適用に際しての留意事項について（子保発0330第2号）
- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令第39号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令第63号）
- ・ 保育所等における准看護師の配置に係る特例について（雇児発0331第17号）
- ・ 保育所等における保育士配置に係る特例について雇児発0218第2号
- ・ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（内閣府告示第49号）
- ・ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（府政共生第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）
- ・ 児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（府政共生第98号・雇児発0203第3号）
- ・ 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（府政共生第96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号）
- ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて

- て（府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号）
- ・保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について（厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）
- ・一時預かり事業の実施について（27文科発第238号・雇児発0717第11号）
- ・延長保育事業の実施について（雇児発0717第10号）
- ・病児保育事業の実施について（雇児発0717第12号）
- ・保育士等キャリアアップ研修の実施について（雇児保発0401第1号）
- ・保育所における調理業務の委託について（児発第86号）
- ・保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について（児発第305号）
- ・児童福祉施設等における衛生管理の強化について（児発第669号）
- ・児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（児企第16号）
- ・児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（子発0331第1号・障発0331第8号）
- ・児童福祉施設等における衛生管理等について（雇児発第0120001号・障発第0120005号）
- ・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（雇児発第0222001号）
- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部改訂について（こ成基第22号）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について（雇児保発0317第1号）
- ・児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（子母発0331第1号）
- ・社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について（社援施第47号）
- ・社会福祉施設における衛生管理について（社援施第65号）
- ・腸管出血性大腸菌感染症に係る2次感染予防の徹底について（健政計第28号）
- ・大規模食中毒対策等について（衛食第85号）
- ・遊泳用プールの衛生基準について（健発第0528003号）
- ・水泳等の事故防止について（31ス庁第82号）
- ・教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（府子本第107号・元初幼教第6号・子少発0614第1号）
- ・保育所給食の手引き
- ・医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（医政発第0726005号）
- 条例・規則等
 - ・宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第6号）

- ・宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（条例第8号）
- ・宮崎市社会福祉法施行細則（規則第29号）
- ・宮崎市児童福祉法施行細則（規則第37号）
- ・宮崎市子ども・子育て支援法施行細則（規則第91号）